

答 申 書
(答 申 第 254 号)
平成 29 年 11 月 17 日

1 審査会の結論

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域指定の際の急傾斜地上下端の設定方法の根拠に関する文書のうち、国からの通知文書、通達、議事録及び調整記録等について不存在としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、
「土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域指定の際の急傾斜地上下端の設定方法の根拠に関する文書。
（空知総合振興局札幌建設管理部が平成 29 年 1 月 5 日付業務連絡文書において
「・急傾斜地の上端：崖高 5 m 以上の急傾斜地斜度 30 度以上の端点
・急傾斜地の下端：崖高 5 m 以上の急傾斜地斜度 30 度未満の端点」
とした根拠文書（法令・通達・議事録・調整記録等を含む）」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対し

- ① 「土砂災害防止法基礎調査マニュアル（案）～急傾斜地の崩壊編～第 3 版【増補版】平成 20 年 8 月
北海道建設部砂防災害課」
 - ② 決定書「平成 28 年 12 月 22 日説明に関する疑問点について」（平成 29 年 1 月 5 日付け決定 空札建行
第 1382 号）
 - ③ ②の公文書に係る文書管理簿
- を対象公文書と特定し、平成 29 年 1 月 24 日付け空札建行第 1447 号で公文書一部開示決定通知を行ったところ、審査請求人（以下「請求人」という。）から本件開示請求は「土砂災害防止法基礎調査マニュアル（案）作成のための国からの通知文書を含む」ものであるという申し出があったため、対象公文書に
- ④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年 3 月 28 日 政令
84 号）

を追加し、平成 29 年 2 月 15 日付け空札建行第 1527 号で公文書一部開示決定通知書（変更）を行うとともに、請求内容に係る記述がなされている国からの通知文書、通達、議事録及び調整記録等は存在しないとして平成 29 年 2 月 15 日付け空札建行第 1528 号で公文書不存在通知処分（以下「本件不存在処分」という。）を行った。

請求人は本件不存在処分について、土砂災害警戒区域の指定において、土砂災害防止法及び同施行令、同施行規則には急傾斜地の定義として「傾斜度30度以上、高さ5m以上」としか定められておらず、「急傾斜地の上下端の定義」「傾斜度の計測方法」が不明であることから、国から各都道府県に対し通達等で示していないと土砂災害警戒区域の指定は不可能であるとしていることから、本件不存在処分の妥当性について判断する。

(3) 本件不存在処分の妥当性について

ア 実施機関は、北海道では「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の指定に当たり、区域指定に必要な基礎調査の手順等を示した「土砂災害防止法基礎調査マニュアル（案）」を作成しており、その中で土砂災害警戒区域の指定の基準とされている急傾斜地の定義「傾斜度30度以上、高さ5m以上」を基に、

急傾斜地の下端と上端の位置や傾斜度の設定の考え方について記載されていることから、土砂災害警戒区域の指定が不可能であるという請求人の主張は独自の見解であり、理由がないと主張する。

イ 請求人は、土砂災害警戒区域の指定については、全国が同じ内容で行っているもので、急傾斜地の定義の他、急傾斜地の上下端の定義等に係る国からの通知文書、通達、議事録及び調整記録等が存在しなければ土砂災害警戒区域の指定は不可能であるとしている。

また、「土砂災害防止法基礎調査マニュアル（案）」は、作成及び内容に関する審査・決裁・承認・決定がなされておらず、また、作成の基礎資料となっているものは、民間団体である「一般財団法人 砂防フロンティア整備推進機構」作成の「土砂災害防止法に使用する数値地図作成ガイドライン（案）」及び「土砂災害防止に関する基礎調査の手引き」であり、これらには法的根拠がなく、「土砂災害防止法基礎調査マニュアル（案）」は私的参考書に過ぎないと主張する。

ウ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定については、同法第4条第1項で必要な基礎調査は都道府県で行うとしており、北海道では基礎調査の手順等を示した「土砂災害防止法基礎調査マニュアル（案）」を作成している。

その中では、土砂災害警戒区域の指定の基準とされている急傾斜地の定義「傾斜度30度以上、高さ5m以上」を基に、急傾斜地の下端と上端の位置や傾斜度の設定の考え方について定めており、急傾斜地の上端位置は「下方から上方に向かい標高差5m先の地点への見通し角度が30°未満の地点、かつ上方の斜面が30°未満となるはじめての地点」としており、急傾斜地の下端位置は「下方から上方に向かい標高差5m先の地点への見通し勾配が30°以上の地点、かつ上方の斜面が30°以上となるはじめての地点」としており、急傾斜地の傾斜度の設定についても「急傾斜地の下端と上端を結んだ線が水平となす角度」としている。

また、請求人は「土砂災害防止法基礎調査マニュアル（案）」は作成の決定等がなされておらず、配布決定のみと指摘しているが、審査会において決定書を確認したところ、作成及び配布を決定しており、通知文（平成20年8月19日砂防第465号）により、各土木現業所（当時）及び関係機関に電子媒体（CD）で送付されたことが確認された。

また、「土砂災害防止法基礎調査マニュアル（案）」の作成については、国からの通知文書はないものの「一般財団法人 砂防フロンティア整備推進機構」がとりまとめた「土砂災害防止に関する基礎調査の手引き」などを参考にしており、「一般財団法人 砂防フロンティア整備推進機構」については、国土交通省の指導のもと、手引きのとりまとめを行い、説明会を開催するとともに、各都道府県の求めに応じ、土砂災害警戒区域等の設定結果の照査業務を受託するなど、土砂災害防止法に関連する施策全般に関わっている法人であると確認された。

これらのことから、道が作成した「土砂災害防止法基礎調査マニュアル（案）」を基に、必要な基礎調査を実施することによって、適正な区域の設定が可能となるものであり、土砂災害警戒区域の設定のためには「国が統制した基準等について各都道府県に対し通達等をもって示しているのは明らか」という請求人の主張は独自の見解によるものであり、認められない。

したがって、実施機関が本件開示請求に係る一部の文書について不存在としたことは妥当であると判断する。

(4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成29年6月21日	○ 諮問書の受理（諮問番号559） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し）の提出
平成29年6月27日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成29年8月25日	○ 審査請求人から意見書の提出
平成29年9月11日 （第二部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成29年10月18日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
平成29年11月1日 （第92回審査会）	○ 答申案審議
平成29年11月17日	○ 答申